選挙運動用自動車賃貸借契約書

　　　　　　　　　選挙候補者　　　　　　　　　　（以下「甲」という。）と

　（以下「乙」という。）は、選挙運動のための自動車の賃貸借について次のとおり契約を締結する。

１　使用目的　　公職選挙法第１４１条に基づく選挙運動のために使用

２　車種及び　　車　種

登録番号　　登録番号

３　台　　数　　　　台

４　使用期間　　令和　　年　　月　　日から

　　　　　　　　令和　　年　　月　　日まで（　日間）

５　契約金額　　　　　　　　　　　円

　　　　　　　　内訳１日　　　　　　　　円×　日間

６　使用上の義務

甲は、法令に従い本件車両の運行義務を負うことはもちろん、乙の定める約款に従う義務を負う

７　請求及び支払

　　この契約に基づく契約金額については、乙は、神石高原町議会議員及び神石高原町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例に基づき神石高原町に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅延なく行わなければならない。

なお、神石高原町に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第９３条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は神石高原町に請求できない。

８　その他

　　この契約に定めのない事項については、必要に応じ、甲、乙協議して定める。

令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　甲　　　　　　　　　選挙候補者

　　　　　　　　　　　　　　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　氏　名

　　　　　　　　　　　　　乙　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　名　称

　　　　　　　　　　　　　　　代表者氏名　　　　　　　　　　　㊞

記入例

選挙運動用自動車賃貸借契約書

　神石高原町長　　選挙候補者　戸籍名を記入　　（以下「甲」という。）と　株式会社○○自動車　代表　○○　○○　（以下「乙」という。）は、選挙運動のための自動車の賃貸借について次のとおり契約を締結する。

１　使用目的　　公職選挙法第１４１条に基づく選挙運動のために使用

２　車種及び　　車　種　小型乗用自動車（車　種　名）

登録番号　　登録番号　福山５００い５５－５５（車両のナンバー）

３　台　　数　　１　台

選挙運動期間内であること

４　使用期間　　令和　○年　○月　○日から

　　　　　　　　令和　○年　○月　○日まで（５日間）

５　契約金額　　５０,０００円　契約金額及び単価は消費税を含む

　　　　　　　　内訳１日　１０,０００円×５日間

６　使用上の義務

甲は、法令に従い本件車両の運行義務を負うことはもちろん、乙の定める約款に従う義務を負う

７　請求及び支払

　　この契約に基づく契約金額については、乙は、神石高原町議会議員及び神石高原町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例に基づき神石高原町に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅延なく行わなければならない。

なお、神石高原町に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第９３条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は神石高原町に請求できない。

８　その他

　　この契約に定めのない事項については、必要に応じ、甲、乙協議して定める。

令和　○年　○月　○日　（←契約は告示前でも可）

　　　　　　　　　　　　　甲　神石高原町長　　選挙候補者

　　　　　　　　　　　　　　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　氏　名　　候補者届出と一致

　　　　　　　　　　　　　乙　住　所　　　神石高原町○○○○

　　　　　　　　　　　　　　　名　称　　　株式会社○○自動車

　　　　　　　　　　　　　　　代表者氏名　代表　○○　○○　　㊞

収入

印紙

選挙運動用自動車燃料供給契約書

　　　　　　　　　選挙候補者　　　　　　　　　　（以下「甲」という。）と

　（以下「乙」という。）は、選挙運動のための自動車の燃料供給について次のとおり契約を締結する。

１　供給する　　令和　　年　　月　　日から

期　　間　　令和　　年　　月　　日まで（　日間）

２　供給場所　　所在地

３　名　　称

４　供給を受ける自動車の車種及び登録番号

車　　種

登録番号

５　単　　価　　単価１ℓ当たり　　　　円　　銭

　　　　　　　　（単価は、消費税を含んだ額である）

６　契約金額

上記単価に期間中の供給総量を乗じた額（１円未満の端数を生じた場合は、円未満を四捨五入する）を契約金額とする。

７　請求及び支払

　　この契約に基づく契約金額については、乙は、神石高原町議会議員及び神石高原町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例に基づき神石高原町に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅延なく行わなければならない。

なお、神石高原町に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第９３条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は神石高原町に請求できない。

８　その他

　　この契約に定めのない事項については、必要に応じ、甲、乙協議して定める。

令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　甲　　　　　　　　　選挙候補者

　　　　　　　　　　　　　　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　氏　名

　　　　　　　　　　　　　乙　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　名　称

　　　　　　　　　　　　　　　代表者氏名　　　　　　　　　　　㊞

記入例

収入

印紙

選挙運動用自動車燃料供給契約書

　神石高原町長　　選挙候補者　戸籍名を記入　　（以下「甲」という。）と　株式会社○○石油　代表　○○　○○　（以下「乙」という。）は、選挙運動のための自動車の燃料供給について次のとおり契約を締結する。

選挙運動期間内であること

１　供給する　　令和　○年　○月　○日から

期　　間　　令和　○年　○月　○日まで（５日間）

２　供給場所　　所在地　神石高原町○○○○

３　名　　称　　○○石油

４　供給を受ける自動車の車種及び登録番号

車　　種　小型乗用自動車（車　種　名）

登録番号　福山５００い５５－５５（車両のナンバー）

５　単　　価　　単価１ℓ当たり　１７５円００銭

　　　　　　　　（単価は、消費税を含んだ額である）

６　契約金額

　　上記単価に期間中の供給総量を乗じた額（１円未満の端数を生じた場合は、円未満を四捨五入する）を契約金額とする。

７　請求及び支払

　　この契約に基づく契約金額については、乙は、神石高原町議会議員及び神石高原町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例に基づき神石高原町に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅延なく行わなければならない。

なお、神石高原町に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第９３条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は神石高原町に請求できない。

８　その他

　　この契約に定めのない事項については、必要に応じ、甲、乙協議して定める。

令和　○年　○月　○日　（←契約は告示前でも可）

　　　　　　　　　　　　　甲　神石高原町長　　選挙候補者

　　　　　　　　　　　　　　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　氏　名　　候補者届出と一致

　　　　　　　　　　　　　乙　住　所　　　神石高原町○○○○

　　　　　　　　　　　　　　　名　称　　　株式会社○○石油

　　　　　　　　　　　　　　　代表者氏名　代表　○○　○○　　㊞

収入

印紙

選挙運動用自動車運転契約書

　　　　　　　　　選挙候補者　　　　　　　　　　（以下「甲」という。）と

　（以下「乙」という。）は、選挙運動のための自動車の運転について次のとおり契約を締結する。

１　運転する　　令和　　年　　月　　日から

期　　間　　令和　　年　　月　　日まで（　日間）

２　契約金額　　　　　　　　　円

　　　　　　　　（１日につき　　　　　　　円）

３　運転する自動車の車種及び登録番号

車　　種

登録番号

４　請求及び支払

　　この契約に基づく契約金額については、乙は、神石高原町議会議員及び神石高原町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例に基づき神石高原町に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅延なく行わなければならない。

なお、神石高原町に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第９３条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は神石高原町に請求できない。

５　その他

　　この契約に定めのない事項については、必要に応じ、甲、乙協議して定める。

令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　甲　　　　　　　　　選挙候補者

　　　　　　　　　　　　　　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　氏　名

　　　　　　　　　　　　　乙　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　名　称

　　　　　　　　　　　　　　　代表者氏名　　　　　　　　　　　㊞

記入例

収入

印紙

選挙運動用自動車運転契約書

　神石高原町長　　選挙候補者　戸籍名を記入　　（以下「甲」という。）と　　○○　○○（運転手名）　（以下「乙」という。）は、選挙運動のための自動車の運転について次のとおり契約を締結する。

選挙運動期間内であること

１　運転する　　令和　○年　○月　○日から

期　　間　　令和　○年　○月　○日まで（５日間）

２　契約金額　　５０,０００円

　　　　　　　　（１日につき　１０,０００円）

３　運転する自動車の車種及び登録番号

車　　種　小型乗用自動車（車　種　名）

登録番号　福山５００い５５－５５（車両のナンバー）

４　請求及び支払

　　この契約に基づく契約金額については、乙は、神石高原町議会議員及び神石高原町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例に基づき神石高原町に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅延なく行わなければならない。

なお、神石高原町に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第９３条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は神石高原町に請求できない。

５　その他

　　この契約に定めのない事項については、必要に応じ、甲、乙協議して定める。

令和　○年　○月　○日　（←契約は告示前でも可）

　　　　　　　　　　　　　甲　神石高原町長　　選挙候補者

　　　　　　　　　　　　　　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　氏　名　　候補者届出と一致

　　　　　　　　　　　　　乙　住　所　　　神石高原町○○○○

　　　　　　　　　　　　　　　氏　名　　　○○　○○（運転手の氏名）　　㊞